

「第402回判例・事例研究会」

テーマ：VTuberに対する権利侵害

| | |
|-------|----------------|
| 日 時 | 令和5年3月15日 |
| 場 所 | 湊総合法律事務所 第1会議室 |
| 報 告 者 | 弁護士 沖 陽介 |

【判例】

| | |
|------------------|--|
| 事件 | 東京地方裁判所令和3年4月26日（令和2年（ワ）第33497号） |
| 事案の概要 | <p>インターネット上のサイトにおける投稿により名誉感情を侵害されたとするX（原告）が、当該投稿をした者に対する損害賠償請求権の行使のために、当該投稿に係る経由プロバイダであるY（被告）に対し、発信者情報開示請求を行った事案である。</p> <p>XはVTuberとして活動しており、上記投稿はVTuberに向けられたものであった。</p> |
| 争点 | VTuberに対する名誉感情の侵害が認められるか。 |
| 判旨 (一部抜 粋) | <p>(1) 原告が所属する芸能プロダクションであるaプロダクションには多数のVTuberがタレントとして所属しているところ、その中で「B」として活動しているのは原告のみであり、また、上記プロダクションがVTuberのキャラクターを製作する際には、当該キャラクターとして活動する予定のタレントとの間で協議を行った上で、当該タレントの個性を活かすキャラクターを製作していることが認められる（甲10、14）。</p> <p>以上のような事情に加えて、「B」の動画配信における音声は原告の肉声であり、CGキャラクターの動きについてもモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること（甲9、10）、<u>「B」としての動画配信やSNS上での発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること（甲7、11、12）も考慮すると、VTuber「B」の活動は、単なるCGキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであるというべきである。</u></p> <p>(2) 本件各投稿は、「【バーチャル】aプロダクション〇〇●」（●は絵文字）というタイトルのスレッドに投稿されたものであり、いずれの投稿も「B」との記載を含むものであるから、これらは、aプロダクションに所属するVTuber「B」について述べたものであると認められる。</p> <p>そして、本件各投稿の内容は、いずれも原告が「B」としてインターネット上で配信した飲食店で提供された食事を食べきれずに残したというエピソード（以下「本件エピソード」という。）について批判的な意見を述べるものであるから、前記(1)の事情も踏まえ、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件各投稿は、いずれも「B」としての配信に反映された原告自身の行動を批判するものであると認めるのが相当である。</p> |

以上